

構造的支配—権力パラダイムの擁護(3)

——川端久夫先生の批判への返答——

坂 本 雅 則

キーワード

「企業の生産諸関係」説
「会社自体」説
「企業の生産諸関係矮小化」論
「個別資本矮小化」論
「法律的所有行為誤解」論
主体還元論
抽象水準の螺旋的再生産

目 次

はじめに

構造的支配—権力パラダイムの基礎的諸概念

1. 方法論としての批判的實在論
 - (1) 實在的領域の設定意義
 - (2) TMSA モデルの提起
2. 構造的支配—権力パラダイムの再説
 - (1) 社会的存在のあり方：生産様式・再生産様式・生産関係
 - (2) 三つの抽象水準の設定
 - (3) 企業という社会的領域の原理的把握
 - (4) 構造的支配と権力のタイプ化

提起された個別「疑念」への返答

1. 「社会システム」論・「社会構造」論に対する批判
 - (1) 川端論文による批判内容
(以上まで第48巻第4号)
 - (2) 批判内容に対する返答
2. 企業論に対する批判
 - (1) 川端論文による批判内容
 - (2) 批判内容に対する返答
(以上まで第49巻第1号)
3. 学説史上の位置づけに対する批判
 - (1) 川端論文による批判内容
 - (2) 批判内容に対する返答

① 「企業の生産諸関係矮小化」論について

② 「個別資本矮小化」論について

③ 「法律的所有行為誤解」論について

「疑念」が起きる根本原因

1. 「個別」疑念のまとめ
2. 社会的存在論としての主体還元論
3. 抽象水準の螺旋的再生産プロセスという発想の欠如
4. 構造的支配—権力パラダイムの擁護

おわりに

(以上まで本号)

3. 学説史上の位置づけに対する批判

最後に、構造的支配—権力パラダイムの学説史上の位置づけに関する批判点に移りたい。

前号と前々号の拙稿¹⁾までであれば、川端論文による構造的支配—権力パラダイムへの「疑念」とそれに対する筆者の「返答」であるから、筆者が説明不足を補充すればそれで済む話である。

しかし、今号のように、ある学説（今回は片岡説）に関する「評価」「解釈」を巡って議論する場合、自分の「評価」「解釈」が正当であるという議論のやり方にならざるを得ない側面があり、どうしても神学論争的になってしまう。解釈論争をそれ自体として行った場合、原理的には決着がつかない。そういう意味で、あまり生産的でない可能性もある。

- 1) 拙稿「構造的支配—権力パラダイムの擁護(1)(2)」『龍谷大学経営学論集』第48巻第4号、第49巻第1号、2009年。以下、「擁護(1)」「擁護(2)」と表現する。

ところが、川端論文による構造的支配—権力パラダイムの学説史上の位置づけに対する批判は、「構造的支配—権力パラダイムと片岡説との関連」で展開されていた。したがって、片岡説に対する解釈上の差に関する議論を展開せざるを得ない。

また、この片岡説に対する「評価」「解釈」上の差が実は総論的に構造的支配—権力パラダイムへの疑念を生み出す根本原因（本稿の後半部分で論述）とも関連するので、あえて学説史上の位置づけに関する論点を言及することにした。

(1) 川端論文による批判内容

拙稿三部作²⁾では、構造的支配—権力パラダイムが片岡説の方法論を基本的に受け継ぎ、それを発展させることで、片岡説でも説明できなかった「比重問題」を解消している、と主張した。すなわち、方法論を発展的に継承し、「所有と支配」論という個別領域でさらなる具体的展開を行っているというものであった。

まず、方法論に関して、片岡の「企業の生産諸関係」説は批判的経営学の最高到達点であると拙稿で主張した³⁾。そして、構造的支配—権力パラダイムは基本的にその到達点を認め、継承していることも指摘した。

他方、「企業の生産諸関係」説を基礎に展開されている片岡「会社自体」説は金融市場以外の「市場における生産関係」を捨象しているという批判を構造的支配—権力パラダイムでは行った。そして、この捨象によって、片岡「会社自体」説は「所有と支配」論における既存パラダイムを静的には統一できるものの、動態

的には統一できていないこと（いわゆる「比重」問題を解決できない）を指摘したのだった。

このような主張に対して、川端論文は、片岡の「企業の生産諸関係」説で使われている「生産関係」というコトバが意味させている内容は「資金・資材・労働力・製品などすべての市場（での取引）を含んだ〈広義〉の企業における生産関係」⁴⁾のことであるから、坂本による金融市場以外の「市場における生産関係」を捨象しているという指摘は片岡の「企業の生産諸関係」概念の矮小化である、と批判している。

そして、この「生産関係の矮小化」が、（坂本による）片岡の「個別資本」概念の矮小化へ連動していると批判を拡大させる。片岡説は、企業レベルで展開した個別資本が、その後、市場や社会との関係へと論述として2段階で進むが、それは論述だけの話であり、「個別資本＝企業」の概念規定としては一本であるのに、企業概念規定自体も2段階であると（坂本は）「錯誤」しているという⁵⁾。

さらに、片岡「会社自体」説の内容に関する評価に関しては、構造的支配—権力パラダイムがイメージしている（と川端が想像している）法律的所有行為（「株式を発行して設備資金を調達したり、利益剰余金を処分して自社株を取得したりすること」⁶⁾）を片岡は警戒し、それを含めて「管理（的所有行為）」である⁷⁾と主張しており、坂本はそれを誤解していると批判している。

以上のことから、学説史的な観点（方法論的

2) 拙稿「構造的支配—権力パラダイムの学説的位置付け(1)(2)(3)」『龍谷大学経営学論集』第47巻第1/2号・第3号・第4号、2007-2008年。以下、各拙稿をそれぞれ「位置付け(1)」「位置付け(2)」「位置付け(3)」と表現する。

3) 「位置付け(1)」の最後と「位置付け(2)」27頁で、「方法論」に絞って最高到達点であると表現していることに注意して欲しい。片岡説が批判的経営学・近代経営学のすべての論点を乗り越えたとは言っていない。

4) 川端久夫「『構造的支配—権力』パラダイムの一詮議」『龍谷大学経営学論集』第48巻第3号、2008年、9頁から引用。以下、「川端論文」と表現する。また、本文中における敬称は略させて頂いた。

5) 川端論文10-11頁を参照。

6) 川端論文11頁から引用。少し細かいことであるが、筆者（坂本）がいう「法律的所有行為」というのは、株主の選出権力を中核とする所有行為全般、を指し、片岡が可能性の集合にすぎないと主張しているものに相当する。

7) 川端論文11頁を参照。

観点)で、構造的支配—権力パラダイムと片岡説との位置関係を考えた場合、構造的支配—権力パラダイムは片岡の「企業の生産諸関係」説を「過小評価」し、さらにそれが「個別資本＝企業」概念に関する「錯誤」と連動しているという。そして、より「正確な」川端の解釈から、片岡説を「擁護」と主張している⁸⁾。

また、このような方法論的位置づけを前提に、個別領域としての「所有と支配」論における構造的支配—権力パラダイムの位置づけを考えた場合、片岡に代表される管理的所有論(会社自体説)の流れを受け継ぐパラダイムの野心的一例⁹⁾ではあるが、構造的支配とは「市場的社会構造が蓄積を強制するという局面」であるから¹⁰⁾、「構造的支配は異様な修辞」であり、「錯覚に基づく失言」であるという¹¹⁾。

(2) 批判内容に関する返答

本節のはじめに述べたとおり、ある学説に関して自分の方が正当であるという神学論争的な議論のやり方はあまり生産的と思っていない。拙稿三部作で片岡説の方法論が最高到達点であると評価したのも、筆者の好み・解釈と一致しているから最高到達点であるなどと主張したわけでは当然ない。

しかし、川端論文では、片岡説と(それを発展的に継承していると筆者は考えている)構造的支配—権力パラダイムに対して、見逃し得ない重大な「評価」「解釈」上の問題があり、そしてそれが、川端論文による構造的支配—権力パラダイムに対する誤解の根本原因につながっていると思えるため、敢えて論述する。

前項最後にまとめたように、論点は

【論点1】「企業の生産諸関係矮小化」論

【論点2】「個別資本矮小化」論

【論点3】「法律的所有行為誤解」論

と三つある。逐次的に返答したいと思う。

① 「企業の生産諸関係矮小化」論について

【論点1】【論点2】の二つは方法論に関連する。まず、片岡「企業の生産諸関係」説に対する「評価」「解釈」からみていこう。

【論点3】であれば、「所有と支配」論という個別領域に関連するため、判定基準としては「企業における権力現象」という社会事象が設定でき、それに対する説明力が理論の優位性の根拠となる。具体的には、筆者がいう「比重問題」を解決できるか否かが決定的に重要になる¹²⁾。

では、方法論に関連する【論点1】【論点2】において、「所有と支配」論という個別領域における社会事象に相当する(【論点3】のような)、説明しなければならない対象、解決しなければならない課題、とはいったい何になるのだろうか。本稿の最初に指摘した神学論争的な袋小路に陥らないためには、明確な「判断基準」が必要である。この作業をしなければ、自らの「評価」「解釈」に適合する文章を、対象となる学説(本稿の場合、片岡説)から我田引水的に抜き出すことで、無限に論争できることになるし、原理的に決着がつかない。

そこで、本稿では、拙稿「位置付け(1)」で評価する上で使った基準と同じ、日本における当時の経営学説が抱えていた方法論上の難点を解消できていたか否か、という点に、判断基準を設定することにしたい。判断基準の再確認から始めよう。

拙稿三部作で述べたように、抑も批判的経営学は、近代経営学の方法論的限界を乗り越えるべく生まれた日本独自の経営学説であった¹³⁾。

しかし、批判的経営学の既存学説が持つ方法論的隘路は、「生産関係」概念が狭すぎる点、「社会的生産関係」(構造的支配—権力パラダイムという「市場における生産関係」「市場的社会構造」)だけを「生産関係」として把握する

8) 川端論文16頁を参照。

9) 川端論文15-16頁を参照。

10) 川端論文11頁から引用。後述するが、「構造的支配」=「蓄積の強制」であると筆者は規定しない。

11) 川端論文16頁から引用。

12) 拙稿「擁護(2)」で詳しい展開を行った。そちらを参照してほしい。

13) 拙稿「位置付け(1)」25-26頁で詳しく述べた。

点にあった。

具体的に再説しておく、企業レベルで方法論的に生産関係を認めない批判的経営学の既存学説（上部構造説・個別資本説）は、企業における「組織」「管理」といった問題を、原理的に、生産関係とは「違う何か」で規定せざるを得なくなる。それが学説によって「上部構造」であったり、「使用価値的過程」であったり、「技術的過程」であったりと偏差があっただけで、共通する方法論的難点である「生産関係に関する概念規定の狭隘さ」は解消されていなかったのである¹⁴⁾。

「企業レベルに生産関係を認めない方法論的難点」は、個別資本の概念規定に関しても重大な問題を引き起こす。いわゆる「社会的生産関係が商品関係となることで生み出される創発的性質である資本運動（構造的支配—権力パラダイムという Level II の抽象水準における「資本蓄積の累積的压力」）」を、企業という抽象水準で、「個別の資本運動」として具体的に展開するためには、生産関係とのつながりで描かなければならない。

すなわち、生産関係とのつながりが「違う何か」で企業を描くことは、個別資本運動を概念規定できないことと同義なのである。既存の批判的経営学派（上部構造説・個別資本学説）は個別資本を理論的中核に置くと主張だけはしているが、実のところ、概念規定できていなかったといえる。これは批判的経営学が経営学の研究対象としてオリジナルな社会的領域を設定できていなかったことを意味する。

このような議論状況において、片岡による「企業の生産諸関係」説が提起されたのである。片岡がわざわざ「企業の」という形容をつけて生産関係を表現したことからもわかるように、「社会的生産関係（市場における生産関係）」とは違う抽象水準で「生産関係」が使われている¹⁵⁾。

14) 拙稿「位置付け(1)」27頁で詳しく展開した。

15) 「違う」のは「抽象水準」であって、「存在」ではない。当然、共通点（「生産関係＝活動の交換のやり方」）は維持されている。

「企業レベルにおける生産関係」を積極的に認めることで、「組織」「管理」現象も、「市場における生産関係」と共通点を維持しつつ（連関）、違う抽象水準で（区別）実在するものとして、把握しようとしたわけである。

「企業の生産諸関係」は社会的生産関係とは抽象の水準が異なり、「総体（としての資本運動）」とは「相対的に独立した」存在論的地平が創出され、経営学の研究対象として、経済学との一定の関連を維持しつつ、オリジナルな対象領域が設定されることになるのである。

以上が、片岡「企業の生産諸関係」説に対する筆者の解釈の再説である。これを基準に、川端論文が展開した坂本による「企業の生産諸関係矮小化」という批判は果たして妥当性があるかを吟味してみよう。

まず妥当性の内容に入る前に指摘しておかなければならないのは、川端論文の引用箇所不可解である。

（拙稿三部作において展開した）片岡方法論に対する筆者の解釈と川端論文による批判箇所を比較してみる。

川端は「企業の生産諸関係」「個別資本運動」に関する「坂本による矮小化」を批判するために、拙稿における片岡説の方法論に対する解釈が説明されている箇所ではなく、わざわざ片岡「会社自体」説に対する解釈がなされている箇所から引用しているのである。

少し細かい議論であるが、具体的に指摘しよう。

「坂本は、SCP パラダイム（構造的支配—権力パラダイムのこと—坂本）と片岡説との類似性と相違点を論じる中でこう述べている」¹⁶⁾というくだりで、筆者が片岡「会社自体」説に対して行った論点を、

- 1) 市場における生産関係が捨象されていることで、「比重問題を静態的にしか把握できていない」という坂本による片岡「会社

16) 川端論文9頁から引用。

自体」説の問題点

- 2) 市場における生産関係が金融市場に限定されているという坂本による片岡「会社自体」説の問題点
- 3) 個別資本運動によって、法律的所有行為と管理的所有行為とか制約されていると主張する片岡「会社自体」説の到達点

という順番で列举している。

どこを片岡説と構造的支配—権力パラダイムとの類似点ないし相違点であると坂本が考えているのかという記述は一切せずに、川端が批判したい内容に適合する論点だけを恣意的に抜き出し、上記の1) 2) 3)の順序で拙稿がまるで実際にそう展開されているかのように引用している。

そして、このくだりの直後に、「ここでは坂本の錯誤は一段と拡大している」¹⁷⁾という表現で始めて、川端による片岡「企業の生産諸関係」説に対する解釈である「〈広義〉の企業における生産関係」概念を提示し、「他の市場が捨象されている」という坂本による片岡「会社自体」説に対する批判は不当だと指摘している。

以上のように川端論文が論理的展開されるとき、普通、坂本が片岡の「生産関係を矮小化」して解釈し、片岡説に対して、1) 2) 3)という間違った解釈を行っているのだろう、と読者に対して印象を与えるだろう。実際、川端個人は、このように考えているからこそ、坂本が片岡説を「過小評価」し、自らは「擁護」しているという表現になるのだろう¹⁸⁾。

では、上記の引用順序は正しく、構造的支配—権力パラダイムは片岡方法論をそのように位置づけたのだろうか。実際の拙稿においてはどのように表現されているのか確認してみよう。

まず細かい点であるが、引用順序に関することから指摘する。筆者が実際に行っているのは、拙稿「位置づけ(3)」26頁の「『所有と支配』論

における接点」という項の中で、まず、上記3)の「到達点」に関して

片岡説と既存パラダイムとの決定的な差は、個別資本運動を「社会法則」として捉え、それに制約される状態で、「法律的所有行為」と「管理的所有行為」が絡み合うと考えている点にある。いわば、二つの所有行為は個別資本運動の分化形態として把握されるのであった。

と記述している¹⁹⁾。

ここが先ほど川端が引用し、批判している箇所なのであるが、見ていただければ即座にわかるように、片岡説と構造的支配—権力パラダイムとの類似点に関する記述ではないことは明白である。「所有と支配」論という領域における「既存パラダイムと片岡「会社自体」説との決定的差」に関する記述なのであり、構造的支配—権力パラダイムと片岡説との関連についてはない。

すなわち、片岡「会社自体」説と構造的支配—権力パラダイムとの類似点でも相違点でもない記述を、まるで筆者が類似点ないし相違点であると主張しているかのように引用している。事実には反するし（読者に論理展開を誤解させる）、また、内容としても誤読である。

また、上記の1) 2)という「問題点」に関する引用順序についても同じことが言える。引用されている1) 2)は、筆者が行った片岡「会社自体」説に関するものであって、方法論に関する問題点ではない。すなわち、「会社自体」説の問題点に関する記述を引用してきて、片岡方法論に対する坂本の解釈を批判しているのである。

もし、「企業の生産諸関係」の解釈を巡る坂本による「矮小化」を根拠づけるのであれば、

【要件1】川端による片岡方法論に対する解

17) 川端論文9頁から引用。

18) 川端論文における「おわりに」で象徴的に使われている表現である。

19) 「位置づけ(3)」26頁から引用。

釈の提示

【要件2】要件1を根拠づける片岡自身の叙述の確認

【要件3】坂本による片岡方法論に対する解釈

【要件4】要件3を根拠づける坂本自身の叙述の確認

【要件5】坂本による「矮小化」を根拠づける判断基準

という要件が要求されるだろう。

このように考えると、筆者が片岡の「企業の生産諸関係」に関する記述を展開している箇所からの引用がなされなければならないはずだが（それ自体を扱っている部分が多くある）、それはなされているところか、その代わりに坂本による「会社自体」説に関する問題点の記述箇所が引用されているのである。

さらに重大な問題がある。【要件5】がないのである。「矮小化」を根拠づける「判断基準」が提示されていないのである。川端も筆者も片岡ではないわけであるから、自らの解釈の正当性を自らの解釈の提示をするだけでは原理的に無理である。川端が自らを正しい解釈だという「宣言」と全く逆の構図が筆者に可能であるからだ。

本項のはじめに明示したように、筆者の場合、【要件5】として、拙稿「位置付け(1)」²⁰⁾でも本稿でも、日本における当時の経営学説が抱えていた方法論上の難点を解消できていたか否か、という点を判断基準として明示している。それに対して、矮小しているのか否かが判定できるのではないだろうか。

すなわち、川端が実際に行ったのは、坂本による片岡「会社自体」説に対する解釈と自らの片岡方法論・片岡「会社自体」説に対する解釈との並列的記述なのであり、「比較」になっていない。まして、坂本による「企業の生産諸関

係矮小化」の説明になるはずがないのである。

以上のことから、「企業の生産諸関係矮小化」という川端の批判は、筆者が「企業の生産諸関係」の解釈を行っている箇所とは別の議論の説明箇所から、川端論文が行いたい批判内容に適合するようなコトバだけを引用してきて、「矮小化」だと批判しているといえる。

実際のところ、片岡が金融市場における生産関係を理論化しえているのは、「市場における生産関係」を、「無視」しているのではなく、事態は全く逆で、片岡の方法論において「捨象」しているだけであつたからである。このことは、川端が引用している拙稿の記述箇所の直後に

これは（片岡「会社自体」説の問題点のこと一坂本）、片岡説において、「市場における生産関係」があくまで「捨象」されているだけで、「認識されていないわけではない」ことを意味している

と明言していることからわかることである²¹⁾。

このような記述状況から考えると、片岡方法論を筆者が「矮小化」しているというのは明らかに無理がある。もしそうだということであれば、コンテクストを一致させるためにも、筆者が行った片岡方法論に関する論述箇所から引用して議論を展開する必要が最低限あるだろうし、「矮小化」の判断基準も明示すべきだろう。

もしかしたら、片岡「会社自体」説に関する記述の箇所に、坂本による片岡方法論に対する決定的な「錯誤」が象徴的にあらわれているからだという主張なのかもしれない。

そこで、拙稿三部作で詳しく展開したことであるし、本項の最初でも再説したが、最後にもう一度、筆者の片岡方法論の解釈をまとめつつ、川端の解釈との相違点を明示しておきたい。繰り返しになるが、ここでの判断基準は、日本における当時の経営学説が抱えていた方法論上の

20) 拙稿「位置付け(1)」の図を見れば、片岡説の到達点が端的にわかるようになっている。

21) 「位置づけ(3)」27頁から引用。

難点を解消できていたか否か、である。

「相対的独立性」「総体と個別」の論理(構造的支配—権力パラダイムという抽象水準設定)という発想を基礎に「生産関係」を解釈することが、片岡説の方法論的特質・オリジナリティであるはずだが(少なくとも筆者にはそう思える)、川端論文では触れなければならないはずのこの論点は全くなく、「相対的独立性」「総体と個別」の論理抜きの「〈広義〉の企業の実生産諸関係」なる概念を創出して、片岡の「企業の実生産諸関係」と同一化させている。

川端の創出している「〈広義〉の企業の実生産諸関係」が意味している内容は、実際には、市場における生産関係を含んでいる(だから〈広義〉)もので、従来の個別資本説の「生産関係」概念と内容的に全く変わらないものである²²⁾。これでは「企業の」というコトバを「生産諸関係」の前にわざわざ付けた片岡の意図・用語の独自性は消去されてしまうのである。

② 「個別資本矮小化」論について

「企業の実生産諸関係」をどういう意味で解釈するのかは「個別資本」概念に関する論点と密接に関連する²³⁾。

実際、前項で指摘した「企業の実生産諸関係矮小化」の議論の続きで、川端は自らの「〈広義〉の企業における生産関係」概念を提示した直後に、「坂本は片岡の個別資本概念を矮小化して捉えているようである」と続けて、片岡自

身の著作から、(片岡が行っている)個別資本に関する記述を図をつけて直接引用している。

すなわち、「企業の実生産諸関係矮小化」が「個別資本矮小化」と連動しているというわけである。

実は、前項の矮小化の議論と同じ構図が「個別資本矮小化」論に対しても成り立つ。川端が提示しているのは、自らの片岡「個別資本」概念に対する解釈なのであり、それを基準に「矮小化」と批判しているわけである。

先ほど述べた構図と同じように、これでは川端の解釈と坂本の解釈が並列され、自らの解釈とは違うという意味で、「矮小化」だと批判しているだけとなる。先ほどは「生産関係」に関してであったが、今度は「個別資本」へと対象がずれただけである。

問題は、どこに判断基準を設定するか、である。何度も繰り返し指摘してきたように、拙稿「位置付け(1)」でも本稿でも、日本における当時の経営学説が抱えていた方法論上の難点を解消できていたか否か、である。「個別資本」概念に関して限定して言えば、「相対的独立性」と「総体と個別の論理」が決定的に重要で、これこそが、「企業の実生産諸関係」概念という生産関係概念の刷新となり、それに連動して、個別資本概念も刷新される。従来の批判的経営学説の「個別資本」概念と片岡のそれとの分水嶺である。

「市場の実生産関係」(商品関係の全面化)によって生み出される「総体としての資本運動」が、「企業における生産関係」を認めることで はじめて、「個別としての資本運動」として展開でき、その実在を把握可能になるからである。「生産関係」であるという共通点が「資本運動」という共通点を維持させつつ、「相対的独立性」を持つ「企業の実生産諸関係」によって、「個別としての」資本運動という相違点が把握可能となる。

片岡が個別資本運動を論述する際に、「2段階」にならざるを得ない理由は、上記のように、相対的に独立した「2段階」の生産関係を想定

22) 片岡の「生産諸関係」を「資金・資材・労働力・製品などすべての市場(での取引)を含んだ〈広義〉の企業における生産関係」と解釈していることは、「市場における生産関係」に還元していることになるのではないだろうか。それは川端の理論的スタンスを示唆している。筆者から見ると、片岡「企業の実生産諸関係」概念を矮小化しているのは川端の方であるように思われる。

23) 抽象水準の設定という視点から「生産関係」を概念規定することではじめて、「企業の実生産諸関係」説の学說的優位性を認識できる。逆に言うとう、それができなければ、既存の批判的経営学派が設定できず、片岡方法論によって創出されたオリジナルな社会的領域(経営学の研究対象)の議論とならないのである。

しているからである。川端は「個別資本＝企業」という概念規定は「一本」だ、と解釈しているが、その場合、「個別ではない」資本というのはいったい何になるのだろうか。「個別」をどういう意味で捉えているのだろうか。

すなわち、「個別」が概念規定されていないために、実質的内容としては、相対的に独立しているとする片岡の「企業の生産諸関係」を消去し、社会的生産関係に同一化させてしまうことになる。批判的経営学説の方法論的隘路の突破という判断基準から考えた場合の片岡説のオリジナリティの消去である。

したがって、川端が解釈している「〈広義〉の企業の生産諸関係」説を理論化すれば、川端が考えているような「個別資本＝企業」ということにはならない。「総体としての資本運動＝企業」と言っているのと同じだからである。これでは片岡説の方法論的到達点は後退してしまう。

片岡は「企業の生産諸関係」というコトバを使って、市場レベルの生産関係との連関を維持しつつ、企業の生産関係を抽象し、批判的経営学の方法論的隘路を突破することで、経営学の研究対象としてオリジナルな社会的領域を設定した。

このような方法論的隘路の突破には「市場における生産関係」の捨象²⁴⁾が必要な作業であるし、それは成功したのである。だからこそ、「総体としての資本運動」と「個別としての資本運動」とを資本蓄積の2つの抽象段階として捉えることができたのであり、論述が二段階になるのである。

川端は従来の個別資本説が持つ「狭隘な生産関係」概念で片岡の「企業の生産諸関係」を解釈し、従来の個別資本説が持つ「個別資本」概念と片岡のそれとを同一視している。この解釈

は「擁護」どころか「後退」になっているといえる。

③ 「法律的所有行為誤解」論について

では最後に、片岡「会社自体」説に関する筆者の解釈に対する批判の妥当性と実際の具体的内容に関する解釈とを、前項と同じように、二つの側面からを見てみたい。

まず、これまでと同じように、筆者の解釈を批判しようとして提示している論拠の妥当性から始めよう。

前掲した川端が引用した箇所を、文字通りの意味で解釈したとしよう。すなわち、片岡「会社自体」説が静態的統一であるのは金融市場以外の市場における生産関係が捨象されたからである、という筆者による片岡「会社自体」説批判は、文字通り、「錯誤」だと（川端が言っていると）解釈した場合である。いわば、片岡の「企業の生産諸関係」概念には「市場における生産関係」が含まれており、金融市場以外の市場も捨象されていないという解釈である。

まず、引用箇所についてであるが、先ほどの「方法論」における「矮小化」を批判した際に、「会社自体」説の説明箇所から引用してきて、根拠付けたつもりになっていることと全く逆のことがここで起きてしまう。

すなわち、筆者が行った片岡「会社自体」説の具体的批判内容を、片岡説「擁護」の立場(?)から反批判しようとして、片岡の「方法論」における記述を引用してきて、批判の根拠として提示しているのである。

金融市場以外の市場が捨象されているという批判を、もし片岡説「擁護」の立場(?)から反批判しようとするのであれば、片岡の著作の「会社自体」説の内容展開がなされている箇所において、金融市場以外の市場の記述をあげ、それが金融市場と同等の取り扱いを受けていることを提示しなければならないだろう。

しかし、筆者による「錯誤」の根拠として、片岡説「擁護」の立場(?)から川端が実際に引用している箇所は、片岡が1972年と1973年の著作の理論的内容を、1992年段階で「整理・彫琢

24) 言うまでもなく、ここでいう「捨象」は「無視」しているという意味ではない。したがって、筆者が行った「捨象している」という批判は、無視しているという内容の批判ではなく、「所有と支配」論という個別領域へ適用する場合は、適切に調整されなければならないというだけである。

しながら、要約的に記した²⁵⁾と語る節から持ってきている部分であり、いわば、片岡が自らの「会社自体」説を展開する上で、必要な範囲で触れた自らの「方法論」に関する部分なのである。

すなわち、川端の引用箇所は、片岡自身による「企業の生産諸関係」説に関する再説なのであり、「会社自体」説の理論内容それ自体ではないのである。実際の理論内容はその直後の節以降（特に第3章）である。したがって、川端論文が引用した箇所によっては、筆者の「錯誤」の根拠にはならないし、まして片岡説「擁護」にも当然ならない。

構造的支配—権力パラダイムの場合、片岡の「企業の生産諸関係」説を方法論における最高到達点として認め、それを継承し、CRのいう「社会構造」概念を使って言い換え、企業における生産関係を「企業的社会構造」として理論化している。ここまでは「企業という社会的領域の原理的把握」²⁶⁾の話である。

しかし、個別の研究領域（「所有と支配」論）を議論しようという場合は、片岡が「企業の生産諸関係」説を基礎に、「会社自体」説として展開したように、必要な範囲で、方法論において捨象していた領域を組み込む必要がある。具体的な対象領域を議論するからである。構造的支配—権力パラダイムが行った片岡「会社自体」説に対する批判点はここに関連している²⁷⁾。

では次に、片岡「会社自体」説の具体的内容

に関する筆者の解釈に対する批判についてはどうだろうか。この段階では川端の誤解はさらに拡大する。前項二つの方法論に関する解釈の優劣を決める判断基準よりも、個別領域に関する本項は比較がやりやすい。「比重」問題という重大論点に対する説明力というわかりやすい基準があるからである。

拙稿「位置付け(2)」で詳しく述べたとおり、構造的支配—権力パラダイムでは、片岡のいう「株主権的所有領域」と「経営管理権的所有領域」という表現を、「法律的所有行為」と「管理的所有行為」と解釈して議論を展開した。

これに対して、川端論文によると、片岡は、筆者のいう「法律的所有行為」を「管理的所有行為」に含まれているのに、それを誤解していると批判する。筆者がイメージしている「法律的所有行為」は「株式を発行して設備資金を調達したり、利益剰余金を処分して自社株を取得したりすること」²⁸⁾であり、それは片岡のいう「管理的所有行為」であるという。

事実の問題からいこう。まず、片岡が管理的所有行為に法律的所有行為を含ませていると主張する時の、川端が論拠にしている引用箇所は、片岡の1992年の著作の「基礎的考察」部分であり²⁹⁾、片岡「会社自体」説の直接的な理論内容の展開である第2章第2節以降ではないのである。

そして—こちらの方が重大であるが—「坂本がイメージしているであろう法律的所有行為」と称して、筆者が拙著でも拙稿三部作でも書いていない「株式を発行して設備資金を調達したり、利益剰余金を処分して自社株を取得したりすること」を、川端は「開発」している。

このように、明らかに根拠にならない箇所を提示して批判だと考え、また、実際に拙稿三部

25) 片岡信之『現代企業の所有と支配：株式所有論から管理的所有論へ』白桃書房、1992年、68頁の脚注16から引用。

26) 拙稿「擁護(1)」で構造的支配—権力パラダイムの再説を行った際の項の名称である。つまり、ここまでは構造的支配—権力パラダイムの体系における「企業の原理的把握」「方法論」に関する部分であり、それ以降は「所有と支配」論という個別領域に関する部分であるという意味である。

27) 前項で繰り返し触れたことであるが、この「会社自体」説に関する箇所を引用して、川端論文は筆者による「企業の生産諸関係矮小化」だと批判しているのである。方法論の記述はそれまでにかなり詳しく触れているのにである。川端の「引用」の不可解さがよくわかる。

28) 川端論文11頁から引用。筆者（坂本）がいう「法律的所有行為」の具体的内容は、株主の選出権力を中核とする所有行為全般を指し、片岡が可能性の集合にすぎないと主張しているものに相当する。

29) 片岡（1992年）15頁からの引用であるが、そこは「管理的所有」論の直接的理論内容ではない。

作で提示している「法律的所有行為」というコトバで対応させている具体的内容³⁰⁾を無視して、川端の解釈に都合の良い内容を筆者によるものと称して提示しているのである。曲解さえも超えていると思うが、問題は、なぜそうせざるを得なかったか、である。

それは片岡「方法論」に対する解釈に関する川端の誤解と連動している。すでに論証したように、川端の「〈広義〉の企業の生産諸関係」は、一コトバは同じだが一片岡の「企業の生産諸関係」の内容を実質的に消去するものであった。この「消去」は個別資本運動の概念規定を「一本」にせざるを得ないのだった。そして、それに連動して、川端の「所有行為」も一本にならざるを得ないわけである。このような背景が、「法律的所有行為」の消去と管理的所有行為への還元という形で現れざるを得ない理由なのである。

また、管理的所有行為へ還元するためには、法律的所有行為が実際に拙稿三部作で提示したような内容では内容的に適合しない。そこで、「坂本がイメージ（！—坂本）しているであろう‘法律的所有行為’一株式を発行して設備資金を調達したり、利益剰余金を処分して自社株を取得したりすること³¹⁾」を川端が空想して、あたかも筆者が考えた「法律的所有行為」の内容であるかのように論難している。しかし、筆者は「法律的所有行為」の内容として、そのよう内容は提示していないのである。

拙稿三部作で実際に行った構造的支配—権力パラダイムによる片岡「会社自体」説の解釈は、当然、「会社自体」説の直接的な理論内容の箇所を根拠にしているので、筆者による「会社自体」説解釈の方が正確であると思うが、前項でしつこく述べたように、正確かどうかというの

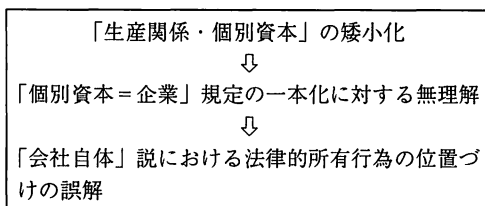
は実のところ二次的問題である。解釈は原理的に無限に異なりうるからだ（理論負荷性）。したがって、理論上の優位を議論するにはある特定の判断基準に照らし合わせてなのである。この場合、片岡「会社自体」説が「所有と支配」論における難点をどれだけ解消しえているのか、ということに対する説明力である。

前々項で明示したように、片岡方法論は「市場における生産関係」を捨象しているだけで、無視しているのではない。だからこそ「企業の」という形容が付いているのであり、そのことが、既存の批判的経営学説の方法論的隘路を突破させたのだった。この方法論を「所有と支配」論という個別領域に適用した片岡「会社自体」説では、「金融市場の独占的ないし競争状況」を活用した株主による法律的所有行為を正當にも理論化できているのである。

そして、そのことを静態的ではあるが既存パラダイムを統一していると筆者は評価したのである。問題は、多くの所有行為の中で、特定所有行為主体が、なぜ、特定時期に権力の中核を担うことになるのかという「比重問題」を解決できていない点、権力のタイプ化ができない点なのである。

その解消には、「金融市場以外の市場における生産関係」をも理論に組み込み³²⁾、「企業における生産関係」との総体的配置状況が持つ創発的性質（構造的支配—権力パラダイムのいう構造的支配のこと）を考慮しなければならないと主張したのである。

これまでの論述を最後にまとめると、川端は、片岡説「擁護」の立場から、筆者が片岡説を、



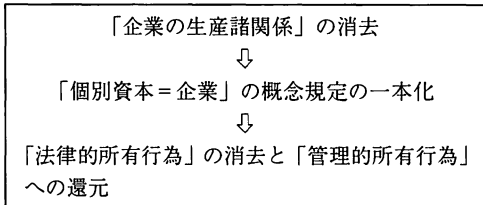
30) 片岡の著作の「株主権的所有領域」の箇所から、具体的活動内容を引用している。拙稿「位置づけ(2)」34頁で記述している。

31) 川端論文11頁から引用。先ほど述べたように、「イメージ」などする必要はない。拙稿三部作で具体的内容は明示されている。

32) 理論的に前提となって含まれていると川端は言うのかもしれないが、事実の問題として、片岡

という論理展開で誤解していると主張しているつもりなのだろうが、実はこの論理展開が当てはまるのは筆者ではなく川端の方なのである。

すなわち、



という論理展開となっている。

片岡の「株主権的所有領域」と「経営管理権的所有領域」という区別を無視して、管理的所有論一本だという主張に至るには、上記の論理展開が背景に隠れていると前提しなければ説明できない。

また、筆者はそうは考えていないが、もし片岡「会社自体」説について川端の解釈通りだとすれば、片岡「会社自体」説は静態的にさえ、既存パラダイムを統一することができなくなってしまい、理論的に「後退」してしまう。

「疑念」が起きる根本原因

以上が、個別「疑念」に対する返答である。では、このような多くの「疑念」「誤解」がなぜ起きるのだろうか。最後に、その根本原因を考えてみたいと思う。

1. 「個別」疑念のまとめ

まず、これまでの個別「疑念」を振り返り、簡単にまとめてみると、以下のようになる。

疑念1) 「社会システム・社会構造」³³⁾論について

【疑念1)―①】

構造的支配—権力パラダイムが社会システ

ㄨの著作における「会社自体」説の記述において、金融市場以外の生産関係は触れられていない。

33) 社会システムと社会構造を合わせて表現しているが、それは川端論文でそうされているから、このような区分をしているだけであって、筆者は

ムにおける「社会構造＝資本主義的生産関係」の絶対的優位性という「暗黙の前提」に、個別資本運動を構造的支配として導き出し、(社会)構造還元論であると批判

【疑念1)―②】

構造的支配—権力パラダイムが社会構造を二つに区分化していることを有害であると批判し、「〈広義〉の企業の社会構造」に一本化すべきだと提起

疑念2) 「企業」論について

【疑念2)―①】

意思決定を二段階として把握することに対する批判があり、意思決定の最終的な終点を意思決定の本質であるという前提があることを批判

【疑念2)―②】

「権力」概念に関して、人間主体の所有行為のすべてを権力の行使であると捉えている割には、実際に構造的支配—権力パラダイムで提起されている「権力」概念は包括的というにはほど遠いとしつつ、指令的権力と制約的権力に関しては受容できるが、収益的権力を指摘する必然性がないことを指摘

疑念3) 学説史上の位置づけについて

【疑念3)―①】

「企業の生産関係」「個別資本運動」といった方法論に関して、片岡説を矮小化し、過小評価しており、「会社自体」説に関しても、誤解していると批判

【疑念3)―②】

「所有と支配」論に関して、構造的支配—権力パラダイムは「会社自体」説の系譜に属するだろうが、構造的支配は「失言」であると批判

以上のように、構造的支配—権力パラダイムにおける「社会システム」「社会構造」「企業に

ㄨ拙著において、両者を厳密に区別して使用している。念のため。

おける権力」をそれぞれ批判的に考察した上で、「構造的支配は批判経営学総論仕様で権力は企業支配論仕様」と分裂した状況を呈している、と主張していた³⁴⁾。

これまでに、【疑念3】—②【】以外は詳しく展開したので、ここでは繰り返さない。

そこで、これらの個別「疑念」が生まれざるを得ない根本原因について、二つの観点から考え、最後に、【疑念3】—②【】である「構造的支配」概念の位置付けについて答えて終わりたいと思う。

2. 社会的存在論としての主体還元論

前節での個別「疑念」は川端論文で提出されたものを項目別に整理し、列挙したものである。このような多くの「疑念」が起きる根本原因を提示するために、これら「疑念」が、ある軸を中心に旋回していることを明示したいと思う。

この軸は「社会的存在論 (social ontology)」に関連する。川端論文は、社会的存在論として主体還元論に依拠しているのである。

社会的存在の説明を人間主体に還元するということは、社会的存在を「人間主体の行為が持つ因果的作用・創発的性質」によって説明するということである。これは逆に言うと、社会的存在の説明において、「社会構造が持つ因果的作用・創発的性質」の实在を消去しているということでもある。

所有行為の時間的・空間的連鎖と「相互に絡み合っている」こととの間に格別の差異を認めない。A・B・C・D……複数の所有主体による所有行為の連鎖はほぼ必然的に絡み合う筈だからである。抑も社会とは人間主体の複数存在を前提する概念である。そして所有行為の質料因としての社会構造（この場合生産関係）そのものが、過去の所有行為の絡み合いの累積に他ならない³⁵⁾。

この記述が象徴的に示しているように、川端が前提とする社会的存在において、「社会構造」は実在しない。所有行為は「必然的に絡み合う筈だから」、所有行為が結びつくときの媒介項である「(CRでいう)社会構造」を議論する必要がないのである。社会システム・社会構造という抽象水準であろうが、企業という抽象水準であろうが、川端にとってそれは同じことである。

総体としての社会システム・社会構造レベルで考えれば、構造が実在しない主体決定論者にとって、「構造」を捉えようとする自体が不当であり、「構造的支配＝個別資本運動」が絶対的優位性を持つことなど、認めようがないわけである。こうして、【疑念1】—①【】が想起されることになる。慌てて指摘しておかなければならないが、筆者は「構造的支配＝個別資本運動」が絶対的優位性を持つことなどという主張はしていない。これは川端の先入観である。

他方、企業という抽象水準で考えた場合でも、主体還元論者である川端にとって、「構造」は実在しない。これは【疑念2】—①【】と関連させて考えればわかりやすい。

ここで川端は「意思決定」の解釈を議論しているが、そういう解釈上の問題以上に重大なのは、筆者が「二段階論的意思決定」を当該のコンテキストにおいて導入している意味が無視されているいい見えていない点、である。

拙稿「擁護(2)」の個別論点に対する返答で述べたので、詳しくはそちらに譲るが、構造的支配—権力パラダイムでは、過去の所有行為の因果的作用を「社会構造の因果的作用」とともに理論化するために、二段階論を導入したのだった。主体還元論者にとって、「構造の作用」は実在しないし、人間主体の行為は「必然的に絡み合う筈だから」、理論化する必要などない。もしくは理論化しようという発想さえないのである。

そのように考えると、構造的支配—権力パラダイムがいう「二段階」論の問題意識自体を理解しようがなく、そのような記述がないのにも

34) 川端論文51-52頁を参照。

35) 川端論文8頁から引用。

かわらず、筆者が意思決定の最終点を「本質」と考えているという批判に至りつかざるを得ないのである。

もう一つの【疑念2)―②】も同じ構図である。「タイプ化された権力」概念を導入したことの理論的意義は、川端論文が言っているような「包括性」にあるのではない。ここでもコンテキストが重要である。「構造的支配」概念を組み込んだことによって、無限に捉えうる「権力」の連鎖をタイプ化できる点こそが、理論的な導入意義なのである。しかし、この導入意義を意義として認識するには、「構造的作用」の実在性を認めなくては不可能なのである。

3. 抽象水準の螺旋的再生産プロセスという発想の欠如

「社会構造の因果的作用・創発的性質」を理論化する場合、研究対象として設定されている社会的領域に応じて、抽象水準を設定する必要がある。「社会構造」の広がりや時間的にも空間的にも無限に想定できるために、そのままでは分析のやりようがないからである。

抽象水準を設定することで、研究対象に応じた「社会構造」の絞り込みが可能になる。言い換えれば、ある対象の説明に不必要な「社会構造」を過大に組み込んだり、必要な社会構造を過小にしか組み込まないという問題を避けなければならない。

そういう意味で、拙著と前々号で行った抽象水準設定の議論は、企業という抽象水準で、社会構造の範囲をどのように限定し、どの程度の因果的作用として把握するのか、という議論なのである。これが残りの疑念である【疑念1)―②】【疑念3)―①】【疑念3)―②】に関連する。

【疑念1)―②】について言えば、社会構造の区分化に「格別の意義を認め難い」と言っているが、一社会構造を実在として認めていないわけであるから、そもそも意義を認められるはずがないのであるが、この【疑念1)―②】で重大なことは、社会構造の区分と抽象水準の設

定とを混同していることであつた。

つまり、そのような記述がないのにもかかわらず、市場的社会構造がLevel IIの構造的規定性であり、企業的社会構造がLevel Iの構造的規定性であると分割して解釈されていた。

社会構造を区分化すべきか一本とするべきかの詳しい内容はすでに前号で個別返答しておいたので繰り返さない。考えなければならないのは、記述がないのにもかかわらず、そのような解釈がなぜ生まれたのか、ということであり、それは「ある特定の社会領域に関する抽象水準の設定とその各層の螺旋的再生産状況」という発想自体の欠如が根本原因なのである。

構造的支配—権力パラダイムというLevel IIは既存の批判経営学説でいう「生産関係(すなわち、社会的生産関係)」概念であることから、川端論文で理解可能となっており、実際、受容されている。

しかし、それがより具体的な抽象水準であるLevel I；企業レベルになると、とたんに市場的社会構造が吹き飛んで、企業的社会構造のみが構造的規定性であると解釈されてしまうのだった。企業的社会構造も市場的社会構造も企業レベルに抽象水準を具体化させたことで発見できる固有の特質である。Level IIで獲得されたのは、生産関係が商品関係になったことによる創発的性質が「資本蓄積の累積圧力」であるということまでである³⁶⁾。

すでに述べたように、総体としての社会システムレベル(Level III)における生産関係はより具体的な抽象水準においては、他の社会関係によって担われる。それは生産関係を三つに機能分析していることでわかるはずなのであるが、

36) Level Iにおいて市場的社会構造を理論化することは、Level IIで獲得された「資本蓄積の累積圧力」という創発的性質を取り込んで、その螺旋的再生産状況を描いていることを意味する。しかし、だからといって、市場的社会構造がLevel IIの構造的規定性を表しているのではない。そのような誤解を避けるために、拙著ではLevel IIにおいて、市場的社会構造の表現を意図的に使っていないのである。

そこに誤解が生じるのは「生産関係」が、抽象水準の具体化のプロセスで他の社会関係と結びつきつつ、螺旋的に再生産されるという発想それ自体（抽象水準の階層設定と階層間の螺旋的再生産状況）が欠如しているからである³⁷⁾。

Level I の抽象水準に議論が設定されても、Level II で獲得されたものが消去されるわけではなく、逆にどういう形態で螺旋的に再生産されるのかを理論的に組み込みつつ、描かなければならない。そのために導入される概念が、Level I における「市場的社会構造」と「企業的社会構造」なのである³⁸⁾。

この抽象水準の設定と各層の螺旋的再生産状況という発想が欠如していると、構造的規定性が各抽象水準でどのような意味で固有に作用するのかが理解できないし、それは生産関係の二つのあり方（「市場における生産関係」と「企業における生産関係」）に対応する社会構造の二つのあり方も理解できない。

社会構造の区分化の議論は、社会構造を実在として認めることと、抽象水準の設定とその各層の螺旋的再生産プロセスという発想を基礎に、言い換えると、社会構造を時間的・空間的に限定することを基礎に、展開していることがわかるだろう。

したがって、構造は実在しないと考えている主体還元論者にとって、社会構造の螺旋的再生

産プロセスという発想の欠如が重なるために、構造的支配が二重に理解しがたいものとなざるを得ない。その結果が、川端論文による社会構造を区分化することが有害であるという結論なのであり、これこそが、区分化有害論が川端に生まれざるを得ない根本原因なのである。

この発想の欠如は【疑念3）—①】とも関連している。片岡の「企業の生産諸関係」概念、「個別資本」概念とそれに連動する「会社自体」説に対する解釈をする場合、片岡のいう「相対的独立性」と「総体と個別の論理」に対する理解の差が、川端と筆者との解釈差の決定点である。そして、この点が片岡説の到達点の評価の差になるのであった。

そして、片岡のいう「相対的独立性」「総体と個別の論理」は、一言で言うと、構造的支配—権力パラダイムにおける抽象水準の階層設定と階層間の螺旋的再生産状況なのである。この発想の欠如は、片岡の「企業の生産諸関係」を「社会的生産関係」と同一視してしまい、「個別資本運動」という社会的領域を理論的に設定できなくさせる。川端はコトバとしては「個別資本」なり「会社自体」なり「管理的所有（行為）」なりを使っているが、それらが「企業の生産諸関係」と理論的にどう結びつき、どういう位置関係にあるのか、を説明できない。川端にとっての「個別資本」「会社自体」「管理的所有（行為）」は、既存の批判的経営学説と同様、「企業の生産諸関係」とは違う「別の何か」だと考えざるを得ないのである。それは、川端論文が「相対的独立性」「総体と個別の論理」に関して全く触れていないことに象徴されているといえる。

4. 構造的支配—権力パラダイムの擁護

片岡説に対する解釈と評価だけでなく、川端論文による構造的支配—権力パラダイムの解釈と実際に筆者が主張するものとの落差があまりに大きい。その象徴が【疑念3）—②】である。

ここで、川端論文が「構造的支配」を「失言」と解釈したのは「構造的支配＝個別資本運

37) 人類学や歴史学といった領域では「機能的多価性」と表現されていることであり、別に目新しい発想ではない。

38) 一般的に、経済学は Level II の抽象水準の議論をしているが、そのレベルにはそのレベルの「構造と主体」が想定される。いわゆる経済人仮説がそうであり、Level II の議論をする場合には人間主体を経済人として見なしているのである。この仮説はそれなりの分析力がある。Level II の議論において、人間主体が消えてなくなるわけではないのと同じように、Level I という抽象水準を設定したときの社会的領域において、独自の「構造と主体」が設定できるのである。それが構造的支配—権力パラダイムという「市場的社会構造」「企業的社会構造」と「所有行為」「意思決定」なのである。

動」と考えたからである。しかし、筆者は構造的支配＝個別資本運動という記述をどこにもしていない。拙稿三部作において展開した片岡説に対する批判でも、「資本蓄積」という用語は使っている。これは「個別資本運動」という用語を使うと、(川端論文がそうであるように)構造主義的な意味での個別資本運動という解釈がなされてしまう危険性が、コトバから連想される可能性があったから、意図的にそう表現しなかった。

このような個別資本運動の構造主義的な解釈が生まれる理由は、「生産関係」概念を狭く、「社会的生産関係だけを生産関係である」と解釈するからだった。この解釈では、企業における組織や管理といった経営現象は生産関係とは違う「別の何か」で概念規定せざるを得ない。この点が片岡が批判的経営学の既存学説に対して最も強く批判した論点であり、「企業の生産諸関係」説の最大の強みなのであった³⁹⁾。

このことに加えて、川端の社会的存在論における「抽象水準設定と螺旋的再生産状況という発想の欠如」が、構造的支配—権力パラダイムを構造決定論として解釈する批判ともつながっている。この「欠如」は生産関係を市場レベルでしか認められないために、「社会構造」というのは「資本主義的生産関係」でしかないのだろうと、決めつけて理解してしまう。こうして、「構造的支配は批判経営学総論仕様で権力は企業支配論仕様」と分裂した状況という批判になってしまうのである。

構造的支配—権力パラダイムは既存パラダイムを統一するために、それらに決定的に抜けていた「構造」的要因を理論的に組み込むことを通じて、「社会的存在論としての企業論」「企業の原理的把握」を提示した⁴⁰⁾。この原理的把握は「構造的要因を理論化するために必要な作

業なのである。

主体還元論に依拠し、抽象水準の階層設定とその螺旋的再生産状況という発想が欠如していると、人間主体以外の因果的作用・創発的性質を理論化すること自体を不当に感じ、まして、「構造と主体」が時間的推移の中で、抽象水準を考慮しつつ、再生産される状況など発想できない。

このような「発想の欠如」とそれに伴う「社会的状況把握」がないために、川端は「構造的支配」と「権力」とを「分裂した状況」であると理解せざるを得ない。分裂してしか理解できないのは川端の「社会的存在論」と「方法論」がそうになっているからであり、構造的支配—権力パラダイムの方ではない⁴¹⁾。

構造的支配—権力パラダイムが「生産関係」をわざわざ「社会構造」と言い換えた理由は二つある。

一つは、CRでいう「社会構造」を使うことによって、「生産関係」の持つ因果的作用が人間主体のそれとは違う性質を持つことを示せた⁴²⁾。

もう一つの理由は、「構造的支配」が「個別資本運動」とイコールではないことを示すことにある。

企業レベルにおける「構造的支配」は「市場的社会構造」と「企業的社会構造」で構成され、市場的社会構造とは、企業「外」の生産関係が持つ因果的作用(創発的性質)のことであった。

具体的状況に即して考えてみる。当該企業は資金調達・購買・製造・販売の各経営諸過程を形成する上で、金融・購買・労働・販売の各市場におけるある主体(企業)と関係を結ぶ。その際、各市場の競争的／独占的状況を通じて、取引相手は一定の権力(所有行為)を行使する。

そうすると、ここでいう権力作用というのは、取引相手という特定の「人間主体」が、当該の

39) 拙稿「位置付け(1)」26-28頁で詳しく展開している。参照してほしい。

40) 拙稿「擁護(1)」19頁で、構造的支配—権力パラダイムを再説する中で、どのあたりまでの議論が企業の原理的把握の話であるのかを明示した。

41) 細かい内容はもうすでに指摘したので、ここでは繰り返さない。

42) 拙稿「擁護(2)」28頁で詳説したので、細かい内容はそちらを参照してほしい。

市場的社会構造が持つ因果的作用と（取引先企業の）企業的社会構造が持つ因果的作用とを活用して、自らの所有行為が持つ因果的作用と合成させた結果であると解釈することが可能となる。

すなわち、構造的支配—権力パラダイムでは、取引相手が必要条件として活用する／せざるをえない当該市場の競争的／独占的市場状況のことを、「市場的社会構造」として理論化しているのである。

他方、企業的社会構造とは、企業「内」の生産関係が持つ因果的作用のことであった。

同じ具体的状況に即して考えてみよう。商品関係（市場における生産関係＝市場的社会構造）を通じて獲得された経営諸資源は放っておいて結合するわけでは当然なく、企業内の多くの人間主体による所有行為を通じてである。その際、真空状態で人間諸主体は行為するのではなく、時間的に先行する企業「内」の生産関係（組織・管理・企業文化・思考習慣など）を通じつつ・活用しつつ、自らの持つ主体としての因果的作用を合成させ、一定の権力（所有行為）を行使する。

そうすると、ここでいう権力作用というのは、各市場から獲得される経営諸資源に付随する権力作用（市場的社会構造／企業的社会構造と人間主体との合成的結果）と「企業的社会構造」とを「先行する諸条件」として活用し、企業における人間主体自身が持つ因果的作用（所有行為）とを合成させた結果と解釈することが可能となる。

すなわち、構造的支配—権力パラダイムでは、上記のような状況における企業「内」の人間諸主体が、前提として利用せざるを得ない「企業における生産関係（組織・管理・企業文化・思考習慣など）」を、「企業的社会構造」として理論化しているのである。

以上のことを前提にした場合、構造的支配—権力パラダイムにおいて、「個別資本運動」は理論的にどのように位置づけられるだろうか。

結論から先に言えば、あらゆる経営諸資源を

商品関係を通じて獲得しなければならないという社会条件となったこと、商品関係が全面化したことによって作動する因果的作用である「資本蓄積の累積的压力」（総体としての資本運動）が、企業レベルという抽象水準において展開するあり方、のことである。

構造的支配—権力パラダイムにおいて個別資本運動を議論する場合、社会的存在論として、抽象水準の焦点が、社会システムレベルとは異なる「企業レベル」に設定されるわけであるから⁴³⁾、社会システムレベルにおける「資本蓄積の累積的压力（総体としての資本運動）」が、より具体的に「個別資本運動」として、展開される。このことは社会システムレベルの取り扱いが「薄まり」、企業レベルの説明上必要な範囲で活用されるに過ぎなくなることを意味する。

したがって、構造的支配—権力パラダイムにおける「個別資本運動」は、人間諸主体が、企業という抽象水準において、二つの社会構造が持つ因果的作用を必要条件としつつ、自らの所有行為の持つ因果的作用を合成させるプロセスである、と把握できるのである。

こうして、「個別資本運動」と「構造的支配」がイコールではないことは明確になる。

すなわち、まず、「生産関係」を「（CRでいう）社会構造」で言い換えると、「二つの生産関係＝市場における生産関係＋企業における生産関係」は「二つの社会構造＝市場的社会構造＋企業的社会構造」と言い換えられ、それらを必要条件としつつ（INUS条件）、自らの因果的作用を合成させる人間主体による所有行為（作用因）が絡み合う。

そうすると、経営行動は方法論的に分割して把握することができるようになるのである。構

43) 当然、社会システムレベルに議論の焦点が設定された場合でも企業行動が無視されることはない。議論の焦点に応じて、研究者が抽象水準を設定する。社会システムレベルの説明に必要な範囲内で「構造と主体」が存在し、「構造」はINUS条件を満たしている。また、片岡の「企業の生産諸関係」説における「企業の」というのは、ここでいう「企業レベル」の話であると、筆者には思われる。

造的支配—権力パラダイムにおいて、ここまでは「個別資本運動」の具体的展開プロセスとして把握され、企業という社会的領域の原理的把握の議論である⁴⁴⁾。

そして、この方法論的二元論（原理的把握）を「所有と支配」論という個別領域に適用して議論した場合、既存パラダイムが解決できなかった「比重問題」を解消できることになる。「所有行為」間の「比重」を描出するためには、諸所有行為間に共通する基盤で、時空的条件で差異をもたらしている基準がなければならない。それこそが二つの社会構造の全体的配置状況の総体が持つ創発的性質、つまり「構造的支配」なのである。

「構造的支配」を考慮することで、当該企業の当該時空的条件下における戦略的要因が特定化でき、単なる所有行為（権力）の連鎖を、「比重」関係をつけてタイプ化できるのであった。従来のパラダイムは非常に狭いタイプの権力論を展開していたのである。その部分性を突破させるのが「構造的支配」である。

川端論文では、用語があまりに従来の支配論と違うと批判されているが、それは当たらない。拙著では三つのケース・スタディを扱っており、それぞれの章の始めにと終わりで、既存パラダイムとの関係・分析力・限界がくどいほどに書かれている。既存パラダイムの「粉碎」かもしれないが、「接点がない」という批判は当たらない。既存パラダイムという「選出権力」なり「占有権力」なりは組み込まれている。

権力の配置は不均等の帰結であって、（川端のいう）所有行為は「必然的に絡み合う」から時間的・空間的差異を認める必要はない、と川端は主張する⁴⁵⁾。「不均等の帰結」は指摘された通りなのであるが、では、その不均等はなぜ起きているのか。不均等がある特定時期になぜ起きるのか。そもそもいったい何が不均等なのか。それを解明しないと権力の「比重」状況を

説明したことにはならない。

川端による時間的・空間的差異を認めないという主張は重大である。この差異こそが、「構造的支配」概念の考慮によってはじめて、発見できるわけであり、単なる権力の絡み合いを「比重差」をつけて理解させてくれるものだからである。

すなわち、「比重問題」の核心であるのだが、それを「必然的に絡み合う」と主張することは、所有行為が「同等に連鎖する」と存在論的に前提化しているということを、川端は吐露しているのである。抽象水準の設定と水準間の螺旋的再生産状況の欠如を象徴している。

「個別資本運動」と「構造的支配」とがイコールでないことに気がつくためには、存在論的に先行する条件としての「関係」が持つ因果的作用を実在として認めるといこと—主体還元論を見直すこと—と、抽象水準設定とその螺旋的再生産状況という発想を持たなければならない。それらがなければ、「構造的支配」を「個別資本」であるとか「構造決定論」的に解釈せざるを得ず、「失言」にしか見えなくなるのである。これが川端論文の【疑念3】—②】を生んでいる根拠である。

川端の社会的存在論における「欠如」が「構造的支配」の重要性を見えなくさせてしまっている⁴⁶⁾。「構造的支配は批判経営学総論仕様で権力は企業支配論仕様」という分裂は川端が言うような「役割分担」ではない。「構造的支配」と「権力」は両方とも（構造的支配—権力パラダイムの中心的焦点）企業レベルという抽象水準の議論である。企業という社会的領域に関する原理的把握（総論仕様）は、その中心的焦点において、権力をタイプ化するのに必要な「構造的要因」を理論に組み込むために行った作業なのである。

44) 詳しい内容は拙稿「擁護(1)」19-20頁で行った。

45) 川端論文28頁を参照。

46) 構造的支配—権力パラダイムにおける INUS 条件を指摘していない点こそが、川端の存在論的前提を象徴している。

おわりに

以上、各論と総論の両方に関して返答し、構造的支配—権力パラダイムを擁護した。

まず、拙著と拙稿三部作だけでなく、筆者の処女論文までも参照して下さり、批判して下さい。川端先生に感謝したい。川端先生との論争は、立場の違いはあれ、「知的誠実さ」というものを教えていただいた。

個別「疑念」に対して、筆者としては逐一返答したつもりであるが、筆者の誤解で正確に答えられていないかもしれない。それは完全に筆者の能力不足が原因である。

全般的に言えることは、川端論文では、構造的支配—権力パラダイムに関する多くの論点に関して誤解がある。前々号の「はじめに」で触れたように、そのような誤解の原因はまず筆者の説明不足にあるだろう。その点は今回の三部作で少し解消できたのではないだろうか。

しかし、川端論文が前提にしている方法論・社会的存在論によって誤解が拡大されているようにも感じた。その点に関しても、かなり細かく反論させていただいた。

もう一つの収穫は、自らでは気がつかない思わぬ点に「疑念」がもたれているということを感じつけたことだった。

中でも、個別資本運動と構造的支配との関係については、これまで明示していなかった論点であったので、今回はそれを明記できた。

また、学説史的位置づけに関する論点は、改めて片岡説と構造的支配—権力パラダイムとの接点と相違点を再考を促し、そのプロセスを通じて、よりいっそう明確に自覚できた。

以上、川端先生が与えてくださった「試練」は、筆者にとって有益なことばかりであった。
(完)

(受理 2009年7月8日)